

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年6月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第14号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第9条政策企画室の款第16号中「及び行政評価調査会議」を「、行政評価調査会議及び基本計画審議会」に改める。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)